

## 議案第7号

### 鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県情報公開条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年9月11日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関又は法人その他の団体をいう。

(1)～(3) 略

(4) 法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が拠出している法人（公益財団法人鳥取県造林公社、公益財団法人鳥取県教育文化財団、公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会及び公益財団法人鳥取県文化振興財団をいい、以下「全部出資法人」という。）

(5) 略

2 略

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関又は法人その他の団体をいう。

(1)～(3) 略

(4) 法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が拠出している法人（公益財団法人鳥取県造林公社、公益財団法人鳥取県教育文化財団、一般財団法人鳥取県観光事業団、公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会及び公益財団法人鳥取県文化振興財団をいい、以下「全部出資法人」という。）

(5) 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。